

子どもたちが健やかに育つよう 子育てを応援します

区では、「子育てコミュニティタウン新宿」を目指して、さまざまな子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。

今回は、皆さんからお問い合わせが多い「相談」「一時預かり・家庭訪問型子育て支援」「児童手当・子どもの医療費助成」について紹介します。ぜひ、ご利用ください。

【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階) ☎(5273)4260・FAX(3209)1145へ。

子どもと子育て家庭を応援する「子育てしやすいまち」を目指して

区では、総合的な子育て支援の拠点となる子ども総合センターを23年4月に東戸山中学校跡施設に開設したほか、学童クラブ・放課後子どもひろば等の子どもの居場所づくりの推進など、子育てや子どもの育ちを支える地域づくりに取り組んでいます。

また、保育園の待機児童対策として、認可保育所の定員拡大や子ども園の整備、認証保育所への支援などにより受け入れ枠の拡大を図るとともに、25年度はさらなる待機児童解消緊急対策(★)を実施しています。

★待機児童解消緊急対策…認可保育園等への入園希望者が増加し、今年4月の待機児童数は176名と初めて3桁になりました。この課題に対応するため、短期間に整備が可能な賃貸物件等を活用した私立の認可保育所4か所、また、東京都の小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育)を活用した区立の保育ルーム3か所を25年度中に整備し、300名以上の受け入れ枠を拡大します。

今後も保育ニーズを十分に把握しながら、待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。



相談したいとき

子育てで困っていることや、家庭の不安や悩みなどを気軽にご相談ください。

子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、困っていることなどを伺い、相談員と一緒に考え、アドバイスするほか、関係機関の情報提供も行います。

★子ども総合センター

【相談日時】

月～土曜日…午前8時30分～午後7時

日曜日・祝日…午前8時30分～午後5時(電話相談のみ)

【相談場所・相談専用電話】

子ども総合センター(新宿7—3—29、新宿ここから広場内) ☎(3232)0675

★信濃町・榎町・中落合子ども家庭支援センター

【相談日時(日曜日・祝日は休み)】

月～金曜日…午前8時30分～午後5時

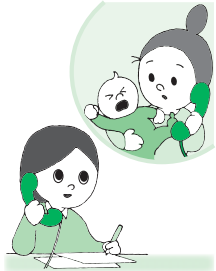
土曜日…午前9時30分～午後6時

【相談場所・相談専用電話】

▶信濃町子ども家庭支援センター(信濃町20) ☎(3357)6855

▶榎町子ども家庭支援センター(榎町36) ☎(3269)7345

▶中落合子ども家庭支援センター(中落合2—7—24) ☎(3952)7752



子どもの心身の発達に関する相談

お子さんの発達や成長に不安があるなどの相談をお受けするほか、関係機関やサービスの情報提供も行います。来所相談は予約制です。

【相談日時】月～金曜日…午前9時～午後6時
土曜日…午前9時～午後5時

【相談場所・相談専用電話】

子ども総合センター発達支援コーナー「あいあい」(新宿7—3—29、新宿ここから広場内) ☎(3232)0679

ひとり親相談

就労支援、資格取得など、ひとり親家庭の生活の安定や自立に向けた相談をお受けします。

【相談日時】月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時と祝日を除く)

【相談場所・問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558

家庭相談

夫婦や子どものこと、家庭内や対人関係の悩み等の相談をお受けします。

【相談日時】月～金曜日午後1時～5時(祝日を除く)

【相談場所・問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558

子育て電話相談

育児やしつけ、食事など子育て全般の相談を、区立保育園・子ども園の保育士・看護師等が電話でお受けします。

★区立保育園

【相談日時】火～金曜日午後1時～3時(祝日を除く)

★区立子ども園

【相談日時】月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)

悩みごと相談室

家族や夫婦、子どものこと、仕事のことなどの相談をお受けします。

【相談日時・場所・相談専用番号】

★男女共同参画推進センター(ウィズ新宿、荒木町16)

月～土曜日…午前10時～午後4時(女性の相談員が対応)

☎(3353)2000

土曜日…午後1時～4時(男性の相談員が対応)

☎(3341)0905

★区役所第1分庁舎2階区民相談室

月曜日午前10時～午後4時(女性の相談員が対応)

☎(5273)3646

※いずれも正午～午後1時と祝日を除く。来所相談は、事前に電話で男女共同参画課 ☎(3341)0801へ予約を。

一時預かり・家庭訪問型子育て支援

お子さんをお預かりするほか出産後にご家庭を訪問し、育児や家事を支援します。

ひろば型一時保育

仕事や急な用事るとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わずお子さんをお預かりします(1日4時間まで)。

【対象】区内在住で生後6か月～就学前のお子さん

【費用】最初の1時間は950円。その後は30分ごとに350円

【利用先・申込み】

▶子ども総合センター(新宿7—3—29) ☎(3232)0695

▶榎町子ども家庭支援センター(榎町36) ☎(3269)7304

▶地域子育て支援センター二葉(南元町4) ☎(5363)2170

※11月から、中落合子ども家庭支援センター(中落合2—7—24、☎(3952)7751)でも一時保育を開始します。

子どもショートステイ(お泊まり保育)

病気・出産・介護等で保護者が一時的に養育できなくなったときに、お子さんを区内の協力家庭または二葉乳児院(南元町4)でお預かりします(1回の申し込みで7泊まで)。

【対象】区内在住で小学生までのお子さん(二葉乳児院は就学前のお子さん)

【費用】1泊3,000円

【申込み】子ども総合センター ☎(3232)0675



一時預かり「ちょこっと」

理由を問わず、お子さんをお預かりしています。

【利用日時】月・水・金曜日(祝日を除く)の午前9時45分～午後0時45分

【対象】4月1日現在で2歳までのお子さん

【費用】1回1,500円

【利用先・申込み】ゆったりーの(北山伏町2—17、北山伏児童館1階) ☎(5228)4377

※「ゆったりーの」は子育て中の方が中心となり、利用者全員がアイデアと資金を出し合う「会員制」で運営する子育て施設です。

ファミリーサポート事業

保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けたい方(利用会員)と援助を行いたい方(提供会員)の会員制の相互援助活動です。

【対象】区内在住・在勤・在学で、生後43日以上のお子さんがいる方

【費用】午前7時～午後7時は1時間800円。午後7時～10時と年末年始は1時間900円

【申込み】新宿区ファミリー・サポート・センター(区社会福祉協議会内) ☎(5273)3545



育児支援家庭訪問

出産後に育児や家事などの支援を必要とするとき、ご家庭を訪問して、もく浴やおむつ交換、簡単な家事を行う援助者を派遣します(1日1回、3時間または4時間。30時間まで)。

【対象】区内在住で出産後1年未満の方

【費用】1時間1,000円

【申込み】子ども総合センター(新宿7—3—29、新宿ここから広場内) ☎(3232)0675

ホームスタート

地域の先輩ママ・パパがボランティアとしてご家庭を訪問し、子育ての話を伺ったり、一緒にお子さんと遊んだりします(週1回、2時間。4回程度)。

【対象】区内在住で就学前のお子さんがいるご家庭

【申込み】地域子育て支援センター二葉(南元町4) ☎(5363)2170

児童手当・子どもの医療費の助成

所得制限があります(⑤を除く)。手当の支給は、原則として申請の翌月分からです。

【問合せ】▶①⑤は子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546

▶②③④⑥は子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558

手当の種類		対象	手当額・助成額(月額)
①児童手当		原則として国内に住所がある中学3年生修了までの児童を養育している方	児童1人に付き ▶3歳未満は15,000円 ▶3歳～小学生(第1子・第2子)は10,000円、第3子からは15,000円 ▶中学生は10,000円 ※所得制限を超える世帯は特例として1人に付き5,000円
②児童育成手当	育成手当	18歳まで(18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの)次のいずれかの児童を養育している方 ▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明である、▶父か母が重度の障害状態である、▶父または母に1年以上遺棄されているか父または母が1年以上拘禁されている、▶婚姻によらない出生である、▶DVIにより保護命令が発令された	児童1人に付き13,500円
	障害手当	20歳未満の次のいずれかの児童を養育している方 ▶「愛の手帳」1～3度程度、▶「身体障害者手帳」1・2級程度、▶脳性まひ・進行性筋萎縮症	児童1人に付き15,500円

手当の種類	対象	手当額・助成額(月額)
③児童扶養手当	18歳まで(18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの)次のいずれかの児童を養育している方 ▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明である、▶父か母が重度の障害状態である、▶父または母に1年以上遺棄されているか父または母が1年以上拘禁されている、▶婚姻によらない出生である、▶DVIにより保護命令が発令された	所得に応じて ▶9,780円～41,430円 ▶児童が2人以上のときは、第2子は5,000円、第3子からは1人に付き3,000円を加算
④特別児童扶養手当	20歳未満の次のいずれかの児童を養育している方 ▶愛の手帳1度～3度程度、▶身体障害者手帳1級～3級程度、▶精神障害等で愛の手帳1度～3度か身体障害者手帳1級～3級程度に相当する障害と認められる場合	児童1人に付き ▶重度の障害は50,400円 ▶中度の障害は33,570円
⑤子ども医療費助成	中学3年生修了までの児童	保険診療の自己負担分と入院時の食事療養費
⑥ひとり親家庭医療費助成	18歳まで(18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの)次のいずれかの児童と養育している方 ▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明である、▶父か母が重度の障害状態である、▶父または母に1年以上遺棄されているか父または母が1年以上拘禁されている、▶婚姻によらない出生である、▶DVIにより保護命令が発令された	保険診療の自己負担分の一部

